

## 神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子育てしやすい環境の実現に向け、多子世帯の子どもが、神戸市一時保育事業実施要綱に基づき実施される一時保育または神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業実施要綱に基づき実施される育休明け乳幼児の定期預かり事業（以下、「一時保育」という。）を利用する際に、その費用を減免することにより多子世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施する一時保育利用料多子軽減補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する子どもの保護者であって、一時保育を利用している期間を対象とした施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費、施設等利用費の支給を受けていない者とする。

- (1) 一時保育を利用する時点で神戸市内に住所を有している子ども。
- (2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある子ども。
- (3) 同一世帯に、被扶養者である兄弟がいる子ども。

### (補助金)

第3条 市長は、別表1に基づき算定した補助金を交付する。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、申請に必要な書類を書面（神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付申請書（様式第1号））又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）によって、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 3 前項の書類の提出は、一時保育を利用した後、市長が別表2に定める期日までに提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、申請書その他書類、又は電磁的記録による申請情報を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を不適当と認めるときは、神戸市一時保育利用料多子軽減補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の決定が行われた場合は、書面による決定通知の送付、又は電磁的記録によって、申請者に通知するものとする。
- 4 前項の通知において、電磁的記録による通知は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、申請者に到達したものとみなすものとする。
- 5 市長は、前項の決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書（以下「請求書」という。）の提出を省略し、速やかに補助金を補助申請者に支払うものとする。
- 6 市長は、別表2に定める期日を過ぎて交付申請を受けたときは、補助金の交付を不適当と認めるものとする。

（会計年度）

- 第6条 当該補助金は、申請者が一時保育利用料を負担した日の属する年度と、市長が支出負担行為を行った日の属する年度が異なる場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第5項の定めにより、市長が支出負担行為を行った日の属する年度を会計年度として支払うものとする。
- 2 前項の市長が支出負担行為を行った日の属する年度とは、第5条に規定する交付決定を行った日の属する年度を指す。

（施行の細則）

- 第7条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 第1条 この要綱は、令和3年6月29日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

- 2 第4条第1項に定める提出書類について、令和4年3月31日までは、旧様式で提出があつた場合でも受付を認めるものとし、申請者印の押印は、新様式と同様に省略できるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表1

利用区分		補助金額（利用1回あたり）	
		第2子	第3子以降
緊急保育	全日利用	1,200円	2,400円
	半日利用	600円	1,200円
非定型保育	全日利用	1,200円	2,400円
	半日利用	600円	1,200円
リフレッシュ 保育	全日利用	1,800円	3,600円
	半日利用	900円	1,800円

別表2

利用月	期日
各年4月から6月（第1四半期）	同年7月末
各年7月から9月（第2四半期）	同年10月末
各年10月から12月（第3四半期）	翌年1月末
各年1月から3月（第4四半期）	同年4月末

# 補助金交付申請書( 年 ~ 月分)

一時保育の利用にかかる情報について、下記記入のとおりで相違ありません。  
 補助対象であることの審査にあたり、世帯員の住民基本台帳の情報について神戸市が閲覧することに同意します。  
 ※下記記入内容及び提出書類の内容に虚偽があった場合は、補助金の交付を不相当とする場合があります。

		記入日		年	月	日
保護者	フリガナ					生年月日
	氏名/名前					年 月 日
	自宅電話	父携帯		母携帯		
	現住所	〒				
前住所	(一時保育を利用していた時の住所と現住所が異なる場合は記入してください。)					
						( 年 月 日転居 )

フリガナ		生年月日
一時保育を利用する子どもの氏名/名前		年 月 日

一時保育を利用する施設名 (神戸市内の施設に限る)	①	電話:078-
	②	電話:078-

以下の欄には、認定の対象となる子どもと生計を一にする世帯の世帯員全員について記入してください。  
 (世帯には、単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含まれます。)

世帯員氏名/名前	続柄	生年月日	該当する方はチェック
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	一時保育を利用する子どもの多子区分 第2子・第3子以降
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

一時保育利用日数、利用料を記入してください(複数の施設を利用された場合は、月ごとにまとめてご記入ください)。

利用年月	利用の内訳 (緊急保育・非定型が2,400円、リフレッシュ保育が3,600円(半日利用の場合半額))			一時保育利用料 (補助対象金額)
	緊急保育	非定型保育	リフレッシュ保育	
年 月	半日 1,200円× 日	半日 1,200円× 日	半日 1,800円× 日	0 円
	全日 2,400円× 日	全日 2,400円× 日	全日 3,600円× 日	
年 月	半日 1,200円× 日	半日 1,200円× 日	半日 1,800円× 日	0 円
	全日 2,400円× 日	全日 2,400円× 日	全日 3,600円× 日	
年 月	半日 1,200円× 日	半日 1,200円× 日	半日 1,800円× 日	0 円
	全日 2,400円× 日	全日 2,400円× 日	全日 3,600円× 日	

※一時保育利用料(日額)は緊急保育・非定型が2,400円、リフレッシュ保育が3,600円です(半日利用の場合半額)。  
 ※備品購入費など、付加的な徴収金額は本補助金の対象外です。  
 ※一時保育の利用上限は、緊急保育:1つの事由につき14日まで、非定型保育:1週間あたり平均3日まで、リフレッシュ保育:1ヵ月あたり7日までです。利用日数が上限を超過している場合、超過部分の利用料は本補助金の対象外です。  
 ※短時間のご利用でも、1回=1日となります。  
 ※市内に住所を有する期間に利用した一時保育の利用料が本補助金の対象です。

<b>交付申請額</b> (第2子は一時保育利用料の半額、第3子以降は一時保育利用料全額)	円
--	---

添付書類(本調書に添付していただいた書類に☑をいれてください)
<input type="checkbox"/> 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書 <input type="checkbox"/> 口座指定書(様式第1号別紙) ※毎回提出してください。 <input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードのコピー ※同じ口座の場合、2回目以降は提出不要

※添付書類はA4サイズに合わせてください。  
 ※1度提出された添付書類はお返しできません



様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付決定通知書

みだしの補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	
子ども	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
分	円	
分	円	
分	円	
合計	円	振込日



様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

### 神戸市一時保育利用料多子軽減補助金不交付決定通知書

先に申請いただいたみだしの補助金については、審査の結果、交付を行わないこととなりましたので、神戸市一時保育利用料多子軽減補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

#### 記

児童氏名	
期 間	
審査結果	
理 由	